

神奈川県看護師等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 目的

神奈川県における人口10万人あたりの行政機関に就労する常勤保健師数は、全国で最も低い水準である。県内地方公共団体で地域保健福祉を担う保健師の確保に向け、従来の2区分に加え、保健師確保に特化した保健師修学資金を新たに設けることとした条例改正に伴い、必要な規定を定める。

条例改正前		条例改正後	
①	一般修学資金 ・対象：看護師、保健師、助産師 ・金額：1.7万円/月、2万円/月	①	一般修学資金 ・対象：看護師、保健師、助産師 ・金額：1.7万円/月、2万円/月
②	特例貸付修学資金（所得要件あり） ・対象：看護師、保健師、助産師 ・金額：4万円/月	②	特例貸付修学資金（所得要件あり） ・対象：看護師、保健師、助産師 ・金額：4万円/月
		③	保健師修学資金 ・対象：保健師（行政保健師） ・金額：4万円/月 ※

※ 民間保健師や看護師等として就業した場合は、「①一般修学資金分（1.7万円、2万円）」相当が裁量免除可能となる。

2 内容

	項目	目的	内容
保健師修学資金関係	貸付けの申請 (第2条)	・修学資金の種類の新設に伴う改正等	<ul style="list-style-type: none"> 保健師修学資金の申請時の提出書類について、規定する。 【第1号、第2号様式共通】 日本産業規格「A5縦長型」から「A4縦長型」に改める。 【第1号様式】 修学資金の種類のカラムに、「保健師修学資金」を追加する。 「卒業」を「卒業（修了）」に改める。
	資金の交付 (第6条)	・修学資金の種類の新設等に伴う様式の改正	<ul style="list-style-type: none"> 【第4号様式】 日本産業規格「A6横長型」から「A5横長型」に改める。 修学資金の種類に、「保健師修学資金」を追加する。 「箇月」を「か月」に改める。
	債務の裁量免除の額 (第14条) ※	・保健師修学資金の貸付けを受けた者の裁量免除の算出方法の規定等	<ul style="list-style-type: none"> 保健師修学資金の貸付けを受けた者が、条例第10条第1号に該当する場合における裁量免除の算出について、従事期間ごとに区分して算式を定める。 保健師修学資金の貸付けを受けた者が、条例第10条第2号に該当する場合における裁量免除の算式について、従事期間ごとに区分して算式を定める。

	項目	目的	内容
	免除の申請 (第 15 条)	・ 修学資金の種類の新設等に 伴う様式の改正	【第 7 号様式】 ・ 修学資金の種類のカ欄に、「保健師修学資金」を追加する。 ・ 「卒業」を「卒業（修了）」に改める。
	猶予の申請等 (第 16 条)	・ 修学資金の種類の新設等に 伴う様式の改正	【第 8 号様式】 ・ 日本産業規格「A 5 縦長型」から「A 4 縦長型」に改める。 ・ 修学資金の種類のカ欄に、「保健師修学資金」を追加する。 ・ 「卒業」を「卒業（修了）」に改める。
その他 所要の 改正	誓約書等 (第 5 条)	・ その他改正	【第 3 号様式】 ・ 日本産業規格「A 5 縦長型」から「A 4 縦長型」に改める。 ・ 「修学資金の種類」のカ欄を追加する。
	返還の方法 (第 8 条)	・ 文言の整理	・ 養成施設を「卒業し」を「卒業し、若しくはその課程を修了し」に改める。
	借用証書 (第 10 条)	・ その他改正	【第 5 号様式】 ・ 日本産業規格「A 5 縦長型」から「A 4 縦長型」に改める。 ・ 「メールアドレス」のカ欄を追加する。 ・ 「修学資金の種類」のカ欄を追加する。 【第 6 号様式】 ・ 「卒業」を「卒業（修了）」に改める。 ・ 「修学資金の種類」のカ欄を追加する。
	特定施設等 (第 13 条)	・ 地域保健法の改正に伴う 改正等	・ 地域保健法の改正により、第 2 項中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 24 条第 2 項第 1 号」に改める。 ・ 第 3 項中「第 1 項第 10 号」を「第 1 項第 11 号」に改める。 ・ 第 4 項中「第 1 項第 1 号から第 9 号まで」を「第 1 項第 1 号から第 10 号まで」に改める。
	届出義務 (第 17 条)	・ その他改正 ・ 以前の条例改正に伴う文言の 削除	【第 9 号、第 10 号様式共通】 ・ 「卒業」を「卒業（修了）」に改める。 【第 9 号様式】 ・ 日本産業規格「A 5 縦長型」から「A 4 縦長型」に改める。 ・ R3.4 の条例改正により、准看護師を対象とした貸付けは終了となった。業務従事届は「新たに県内において看護職員の業務に従事したとき」に届出るものであるが、現行、新たに准看護師として業務に従事する者はいないため、「准看護師」の文言を削除する。

3 (第14条)債務の裁量免除の考え方

- 考え方は一般修学資金及び特例貸付修学資金と同様だが、保健師修学資金については、従事した区分ごとに算式を定める。
 - ① 当然免除要件（自治体保健師として5年従事）を満たせば全額免除。（条例第9条）
 - ② 従事期間が、借受期間未満であれば、全額返還。
 - ③ 借受期間以上「規定年数」従事すれば、業務期間に応じて一部免除可能。

4 施行期日

令和5年9月1日

ただし、第13条第2項から第4項までの改正規定は、公布の日から施行する。

5 経過措置

改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。